

## 国立大学法人山梨大学の平成16事業年度財務諸表について

国立大学法人「山梨大学」は今般、平成16事業年度における財務諸表が文部科学大臣より承認されましたので、ここに公表いたします。今回法人化になり初めて公表する財務諸表は、国立大学法人会計基準に従って作成したものであり、当該会計基準は、企業会計原則を原則としつつ国立大学法人の特性に配慮し、必要な修正が行われたものです。なお、平成16事業年度決算は、当該年度が国立大学法人への移行期であったため、官庁会計における現金主義から企業会計における発生主義に変更になったことの会計ルールの変更による影響が大きく、山梨大学の平常的な財務実態を反映したものではないことに留意いただく必要があります。

平成16事業年度財務諸表は、別紙のとおりですが、その概要は、平成17年3月末における資産合計は約568億6千万円、負債合計が約200億5千万円、資本が約368億1千万円となっており、また、平成16年度経常収益が約262億9千万円、経常費用合計が約251億7千万円、経常利益に臨時利益を加えた当期総利益が約19億6千万円となっております。なお、当期純利益が生じることとなった要因としては、次頁に示すとおり、未収病院収入などの未収金を収益としたこと、旧国立大学から承継した医薬品などの在庫相当額を収益としたこと、国から承継された機器の減価償却相当額が、耐用年数期間継続して利益となること、及び病院施設整備のための借入金償還額とその減価償却費の差が利益となることなど、会計ルールの変更や法人への移行に伴う特例的な会計処理によるものがあげられ、これらを勘案すると実質的に損益は、ほぼ均衡しております。

山梨大学における主たる事業は、教育・研究・診療であり、事業の実施によって利益の獲得を目的とするものではありません。限られた経費を効率的に執行する中で教育研究活動の発展強化を図るとともに、学生の修学環境の整備充実に充ててまいりました。今後、本学の財政状況はますます厳しいものとなってまいりますが、一般管理経費の一層の節減、事業の見直し等を引き続き行うとともに、外部資金の獲得を図りながら教育研究活動の充実・発展に努めてまいります。

山梨大学が地域から強く支持され、「地域の中核 世界の人材」を実現するために様々な工夫をし、活動を行ってまいりますので引き続きご支援を頂きたいと思っております。

平成17年8月29日

山梨大学 学長 貫井 英明

## 純利益の発生要因

(単位:百万円)

区 分	金 額	内 容
未収債権 (16年度限りの特例的な処理)	435	法人前に徴収できなかった診療費等(16.3.31以前の発生債権)の未徴収金は、法人化後に徴収可能であるとの考えで、臨時利益扱いとされている。
棚卸資産 (16年度限りの特例的な処理)	397	法人前の予算で購入したが使用してない承継棚卸資産(医薬品・診療材料等)は、法人化後に利用可能であるとの考えで、臨時利益扱いとされている。
会計ルールの構造上の利益 (法人の意思と無関係の特例的な会計処理)	177	法人前の予算で購入した病院の固定資産(診療機器)については、これを用いて診療収入を得ることができるという診療機器の特殊性から、当該年度の減価償却費相当額が利益扱いとされている。
	799	借入金(財政投融资資金)を取得財源としている病院の建物・診療機器については、元々将来の病院収入による返済を見込んで措置されており、そのまま承継されたものである。その承継時の資産評価額よりも債務承継(返済)額の方が多額で「減価償却費<債務返済額」という状況になっており、利益が計上される構造となっている。
	41	上記 ~ の要因以外に存在する物品等。
その他 (純利益)	109	純利益合計(1,958)から上記 ~ の合計(1,849)を除いた額であり、人件費の抑制等、経費節減などによるもの
合 計	1,958	

~ については、実態としては、債権、承継物品や借入金により整備した建物、診療機器として存在している。